

西条市グリーン・ツーリズム推進協議会規約

平成19年7月9日制定

平成21年5月18日改正

(名称)

第1条 本会は、西条市グリーン・ツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を愛媛県西条市明屋敷164番地(西条市役所農業水産課内)に置く。

(目的)

第3条 この協議会は、西条市における地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムを積極的に推進するため、啓発・普及、情報発信等の活動に関係機関・団体等が一体となって実施し、もって農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の総合企画に関すること
- (2) グリーン・ツーリズムの啓発・普及に関すること
- (3) グリーン・ツーリズム情報の収集・発信に関すること
- (4) グリーン・ツーリズム実践者の育成及び資質向上に関すること
- (5) 農林水産業に対する理解の促進と地域特産品のPRに関すること
- (6) 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 この協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 会員は必要に応じて増減することができる。

(役員)

第6条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、会員の過半数の出席(委任状出席を含む。)がなければ、成立しない。

3 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 役員の選任

(4) 規約の改正

(5) その他協議会の目的を達成するために重要な事項

(議事録)

第9条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(研究会)

第10条 協議会の事業を実践するため、研究会を置くことができる。

(研究会の構成)

第11条 研究会の構成は、別表第2に掲げる者のほか市内でグリーン・ツーリズムを実践する農林漁家、目的に賛同する市民、市内団体及び研究会会長が許可する者をもって構成する。

(研究会議)

第12条 研究会議は、会長が招集する。

2 研究会議の議長は、研究会会長があたる。

3 研究会議は、次の事項を協議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会から委任された事項

(3) 情報受発信、PR活動に関すること

(4) 体験交流のインストラクター及びコーディネーター育成に関すること

(5) 地域資源の発掘、再調査に関すること

(6) モデルルート及び体験コースの設定と実践に関すること

(7) 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業に関すること

(8) その他、目的達成のために必要な事項

(研究会の役員)

第13条 この研究会に次の役員を置く。

(1) 研究会会長 1名

(2) 研究会副会長 1名

(研究会役員を選出)

第14条 研究会会長、研究会副会長は、研究会議において選出する。

(研究会役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(研究会役員職務)

第16条 研究会会長は、研究会を代表し、会業務を総理する。

2 研究会副会長は、研究会会長を補佐し、研究会会長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、事務局を西条市農業水産課内に置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 西条市農業水産課長
- (2) 西条市農業水産課農政係長
- (3) 西条市農業水産課担当職員

3 事務局は各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は第3項の責任者の中から会長が任命する。

6 協議会の庶務は事務局長が総括し処理する。

(補則)

第 18 条 この規約の定めるもののほか協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成19年7月9日から施行する。

附則

この規約は、平成 2 1 年 5 月 1 8 日から施行する。